刑　法（配点 60 点）

【問題１】

以下の事実につき，甲及び乙の罪責を論じなさい（ただし，特別法違反の点は除く）。

１．甲と乙は某市内のバーで働く従業員であり，同店内で接客・会計等の仕事を担当している者であった。平成３０年５月２５日午後９時頃，同店に V が客として来店し，同日午後１１時頃まで飲食を行い，その後，飲食を終えた V が飲食代金を支払う際になって，自身のクレジットカードで支払いを行おうとしたものの，その決済が思うようにできず，翌日午前０時を過ぎても一部の支払手続が行われただけで，残額の決済ができない状態となった。そこで，会計を担当していた乙が，V に対し残額の支払いに関する話し合いを行おうとしたが，V は決済ができないことに対する苛立ちの感情から，また，酒に酔った勢いから，乙を殴りつけて店外に逃走してしまった。甲と乙は店外に逃走した V の後を追ったが，その後，V を発見することができなかった。

２．平成３０年６月２０日午前２時頃，甲が同店近くの携帯電話販売店付近を歩いていると，偶然に一人で歩いている V を見かけた。前記１の事実があったことで V を快く思っていなかった甲は，正義感から乙を殴った V に制裁を加えてやろうと考え，V に声を掛け，携帯電話販売店に隣接する駐車場（以下，本件駐車場）に V を引きずり込むと，V の背部を蹴って本件駐車場のアスファルト路面上に倒し，V の頭部をアスファルト路面上に何度も打ち付けるなどした。さらに，甲は，路面上に倒れている V の顔面や頭部を拳で殴り，顔面あるいは頭部をつかんで路面上に打ち付ける行為を続けたところ，V は頭部及び顔面から出血した状態となった。

３．その後，甲は，うつぶせになって倒れている V の横で自身の携帯電話を使って乙に連絡をし，V を見つけてまさに制裁を加えている最中であることを告げたところ，乙も V に対して恨みを抱いていたので，V に対して制裁を加えたいとの思いから，甲に現在地を尋ね，すぐに甲及び V のいる本件駐車場に向かうこととした。

４．同日午前３時４５分頃，乙が，甲及び V のいる本件駐車場に到着し，既に動かなくなっている V を認めると，甲に対し，「俺もこいつに恨みがあるんだ。俺にも殴らせろ」と告げた。すると，甲がそれを了承して V の足部側から腰部位を押さえつけたので，乙は，V の顔面や頭部に飛び乗って顔面を踏みつけ，V の頭部をサッカーボールのように何度も蹴り上げるなどした。そして，同日午前４時３０分頃，倒れていた V がいびきをかき始めるようになったので，甲と乙は V が寝てしまったものと考え，その場を立ち去ることにした。なお，その際，甲及び乙は，V が死亡に至るとの認識が全くなかった。

５．同日午前７時５４分頃，通行人から本件駐車場に V が倒れているとの通報を受けた警察官が現場に臨場した際には，V は，大きないびきをかき，まぶたや瞳孔に動きがなく，呼びかけても返答がない状態で倒れていた。その後 V は，午前８時３０分頃，病院に救急搬送され開頭手術を施行されたが，翌日午前３時５４分頃，急性硬膜下血腫に基づく急性脳腫脹のため死亡した。

なお，V の頭部の急性硬膜下血腫は，前記２と前記４の事実のいずれもがそれぞれ発生させることが可能なものではあったが，実際に V の頭部の急性硬膜下血腫が，前記２と前記４の事実のいずれによって生じたのかは不明であった。

【問題２】

以下の事実につき，丙の罪責を論じなさい（ただし，特別法違反の点は除く）。

丙は出張先で仕事が思うように進まず苛立っていた。そこで高級クラブに入って酒を飲んで仕事の憂さを晴らそうと考え，出張先の最寄り駅付近で最も高級なクラブに入った。同クラブの従業員 W に迎え入れられた丙は，W に対し，シャンパンやフルーツ盛り合わせ，寿司等を注文し，丙の座席についたホステス X にもシャンパンを振る舞う等した。

丙が同クラブに入ってから１時間ほど経過した頃，丙が X に対し，「ここの会計はいくらくらいになるかな。」と尋ねたところ，「結構お酒をいただいたから，だいたい１０万円くらいかな。」との返事が返ってきた。それを聞いた丙は，その段階で自身の所持金では払いきれないことに気がつき，「どうせ支払えないのだから，支払い段階でなんとか逃げてしまおう」と思うに至った。

そこで，丙は，同クラブの代金を支払う際に，会計を担当する W に対し，「ちょっと玄関先で電話をかけてくる」と告げると W からそれを承認されたので，同クラブの店外に出るやいなや逃走してしまった。